

## 第3章 子どもの権利に関する行動計画

### I 子どもの権利に関する学習の推進

【重点施策1】	子ども自身が子どもの権利を学ぶための学習を支援します。    
---------	---

#### 1 子どもの権利に対する子どもの認知度の向上

##### ○「子どもの権利」への理解の推進

☆目標：何が「子どもの権利」であるかを正しく理解している  
子どもの割合 80%

※意識調査において、子どもの権利とされる行動を示し、その全てを「子どもの権利である」と回答した割合

- ・子どもの権利について理解を深められるよう、小中学生に子どもの権利啓発パンフレットを配布し、啓発する。
- ・小中学校において、アンケート調査を行い認知度の把握に努める。

#### 2 学校における子どもの権利学習への支援

##### ○人権に関わる図書の実充

- ・学校図書支援センター、市立図書館において、人権に関わる図書の充実を図る。

○小中学校での人権週間における取り組み

- ・人権週間（12月10日を最終日とする1週間）を機会として、子どもの権利に関する講話や学校だより等の発行、授業での学習を推進する。

○学校への資料の提供

- ・学校への資料の提供や、子どもが主体的に学べるような授業づくりの研究を進める。

### 3 子どもが主体的に行う子どもの権利学習への支援

○子ども会議の開催

☆目標：年1回以上開催

- ・子どもの権利に対する子どもの理解を深める機会として、白山市子ども会議等を開催する。



子ども会議



事前学習会

○人権啓発の推進

- ・小中学生に対し「やさしい人権のおはなし」や「絵本の読み聞かせ」を実施し、人権の大切さの啓発を行う。

<p>【重点施策2】</p>	<p>子どもの権利に関する啓発・広報を充実します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 世界の高い難関を みんなに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>10 人や国の不平等を なくそう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>16 平和と公正を すべての人に</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナースHIPで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>
----------------	--

## 1 子どもの権利に対する市民認知度の向上

### ○「子どもの権利」の啓発

☆目標：認知度（子どもの権利について「よく知っている」「知っている」と回答した人の割合）80%

- ・子ども会議の開催の周知等を通じて啓発する。
- ・乳幼児健診の機会を利用して保護者へ啓発する。
- ・アンケート調査を行い認知度の把握に努める。

## 2 子どもにかかわる団体における学習への支援

### ○人権啓発の推進

- ・小中学生が所属する団体に対し「やさしい人権のおはなし」や「絵本の読み聞かせ」を実施し、人権の大切さについて啓発を行う。


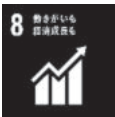


### ○「子どもの権利」啓発の推進

- ・「まちかど市民講座」に登録し、団体等へ啓発を行う。

### ○子どもの権利保障を推進する団体への支援

- ・団体が市民等を実施する学習会等を支援する。

## Ⅱ 保護者に対する子育て支援

【重点施策3】	保護者の子育てに関する支援を充実します。					
	 3 すべての人に 健康と福祉を	 4 質の高い教育を みんなに	 8 働きがちな 経済成長を	 10 人々の平等を まなそう	 16 平和と公正を すべての人に	 17 パートナシップで 社会を築きましょう

### 1 支援を必要とする保護者への支援の充実

○児童虐待防止対策として、相談業務の周知

- ・市内の全小中学生に電話相談カードの配布及び、全保育施設を利用している保護者にチラシを配布する。



○児童虐待防止対策として、子育て講座の開催

- ・子どもたちが通う施設や、相談来訪者に子育て講座を行う。

### 2 乳幼児・小中学生を持つ保護者への子育て支援の充実

○保育施設の整備促進

- ・多様化する保護者の保育ニーズに応え、教育・保育の場の確保のため、保育施設等の整備、幼稚園のこども園化を進める。

## ○仕事と子育ての両立支援

- ・働きながら子育てができるように保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の整備及び延長保育、病児保育事業等を実施する。

## ○子育て支援情報の充実

- ・子育てアプリ、ホームページやSNS、広報誌、子育て情報冊子等で情報提供を行う。



## ○乳幼児児童の健康づくりの充実

- ・疾病予防のために必要な情報を施設に提供する。

## ○質の高い保育・教育の充実

- ・保育士研修や巡回訪問の実施及び定数改善事業を実施する。

## ○妊産婦・乳幼児健診受診の促進

- ・妊婦健診（14回）、産婦健診、乳児健診無料券を、妊娠届出時に交付する。
- ・妊婦健診追加2回、多胎妊婦追加健診5回、県外での妊産婦乳児健診の助成をする。

#### ○妊娠出産子育て期の切れ目のない支援体制の構築

- ・妊娠期から支援が必要な方には、子育て世代包括支援センターが関係機関と連携を取りながら切れ目のない支援を行う

#### ○予防接種の推奨

- ・子どもの感染症の発生及びまん延を予防するため、任意予防接種を受ける費用の一部を助成する。
- ・予防接種未接種の保護者に対し、接種勧奨を行う。

#### ○夜間・休日小児医療の診療体制の構築・充実

- ・広報及び、ホームページ、チラシにより金沢広域急病センターの周知を図る。

#### ○子育て相談支援の充実

- ・子育て世代包括支援センター、相談支援事業所での相談支援の実施及び、ひろば事業の充実を図る。

#### ○保護者の経済的負担軽減の推進

- ・諸手当の支給、医療費支給事業、多子世帯保育料等軽減事業を実施する。
- ・遠距離通学生徒及び通学困難地児童生徒（遠距離通学等児童生徒）の通学に要する経費の全部又は一部を補助し、通学における安全確保を図る。

### 3 障害のある子どもとその保護者に対する支援

#### ○障害のある子どもへの支援体制の充実

- ・医療的ケア児等の保護者支援のための制度等について啓発を行うとともに、障害者相談支援センターでの相談体制の充実を図り、関係機関との連携によりきめ細かい対応に努める。

#### ○早期療育体制の整備充実

- ・関係課との情報共有、課題の把握により、適切な関係機関につなぐなど連携のとれた対応を行う。

#### ○発達相談の充実

- ・小学校就学に不安を抱える発達障害または疑いのある子どもを持つ保護者に対して、幼児の段階から様々な情報共有や相談を実施する。

#### ○発達障害者への切れ目のない支援体制の整備

- ・関係機関との連携を図りながら年齢に応じた支援を行う。

#### ○発達障害の医療分野における相談の充実

- ・医療機関との連携および療育体制の充実を図る。

#### ○特別保育支援事業の推進

- ・障害児保育実施のための保育士加配に補助を行う。



### Ⅲ 子どもにかかわる施設における子どもの権利の保障

<b>【重点施策 4】</b>	子どもにかかわる施設での子どもの権利の保障と学習の支援を充実します。 
-----------------	--

#### 1 子どもにかかわる施設の職員が理解を深めるための資料の作成

##### ○行動計画事業の策定・推進

- ・行動計画の策定を通じて理解を深め、策定した行動計画を冊子として作成し、子どもにかかわる施設に配布するとともに、市ホームページに掲載する。

#### 2 子どもにかかわる施設の職員に対する研修の実施

##### ○教職員研修の充実

- ・不登校等の児童・生徒に係る課題への対応として、教職員を対象とした研修会を実施する。
- ・子どもの権利を大切にしたい授業づくりを研究・実践する。

##### ○子どもにかかわる業務に携わる職員への周知と研修の充実

- ・子どもにかかわる業務従事者を対象に研修会を実施する。
- ・会議等の機会を利用し、条例の周知を行う。



○障害のある子どもとその家族の思いを聴くための研修会の開催

- ・白山市共生のまちづくり推進協議会（通称：ノーマネットはくさん）こども部会において、子どもや家族の思いを聴くためのスキルを学ぶ傾聴の研修会を開催する。  
放課後等デイサービスに通所している子どもやその家族の思いを傾聴することで、適切な支援につなげる。

### 3 育ち・学びの施設のバリアフリー化の推進

○小中学校のエレベーター設置の推進

- ・障害のある児童・生徒が学校内を自由に移動できるよう、エレベーターの設置等バリアフリー化を推進する。



## IV 地域での子どもの主体的な活動の奨励支援

<b>【重点施策5】</b>	子どもの主体的な活動を支援するための条件整備を進めます。 
----------------	--

### 1 子どもの主体的な活動への支援

#### ○青少年活動団体への支援

- ・社会教育活動事業補助金を交付し団体を支援することで、青少年の健全な心身の育成と交流を推進する。

#### ○子どもの体験活動の推進

- ・子どもの体験活動の機会を提供する。



ジオ・サタデー（河内地域）



ジオ・サタデー（美川地域）

○子どもの地域行事参加へのきっかけづくり

- ・地域の伝統行事に参加する機会を増やす。
- ・公民館で世代間交流事業等子どもが参加できる事業を実施する。

○スポーツ少年団等への支援

- ・スポーツ少年団等の活動の紹介や幼児期からスポーツに親しめるよう働きかけを行い、スポーツ少年団等の活動促進のための支援を行う。

## 2 子どもが主体的に活動できる場所の提供

○放課後児童クラブ・児童館・児童センターの充実

- ・放課後児童クラブの整備及び児童館・児童センターの機能強化を図る。

○子どもが読書に親しむ環境づくり

- ・ブックスタート、おはなし会等の活動を継続実施する。

○移動図書館運行サービスの充実



- ・図書館から遠い地域へ、移動図書館「のびのび号」を運行する。

○電子図書館サービスの活用

- ・子ども向け電子書籍の充実を図る。



## V 市、家庭、育ち・学びの施設及び地域の連携による子どもに関する施策の推進

<p>【重点施策6】</p>	<p>学校、家庭、地域、関係機関の連携を支援します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育を みんなに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>8 働きがいも 経済成長も</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>16 平和と公正を すべての人に</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナシップで 世界を笑顔にしよう</p>  </div> </div>
----------------	---

### 1 学校、地域、関係機関の連携強化

#### ○児童を見守る環境づくりの充実

- ・民生委員による訪問事業を実施する。
- ・孤食になりがちな子どもに食事の場を提供するこども食堂の普及を図る。

#### ○児童虐待防止対策として、関係機関との連携

- ・巡回訪問（市内の全小中学校、全保育施設、放課後児童クラブ、児童館等）を行う。
- ・学校等で「虐待対応講座」を開催して防止に努める。

#### ○学校図書館と公共図書館、学校図書館支援センターとの連携強化

- ・学校図書配送事業や図書館を利用した調べ学習コンクールを継続実施する。

#### ○コミュニティスクール制度の導入

- ・学校運営協議会の設置によるコミュニティスクールの導入を推進し、学校の管理運営に地域社会の意見を取り入れ、開かれた魅力ある学校づくりを推進する。

## ○地域ぐるみでの子どもの通学の安全確保

- ・国・県・市の道路管理者、警察、市 PTA 連合会、教育委員会などで組織する通学路安全協議会において、毎年、通学路の危険箇所の合同点検を行うことで、児童・生徒の通学における安全確保を図る。

## 2 市民グループ等のネットワーク支援

### ○各種社会教育団体の支援及び連携体制の構築

- ・各種団体との連携によるネットワークの構築を支援する。

## 3 不登校等の子どもを支える連携活動への支援

### ○学校、家庭、地域が連携した活動への支援

- ・教育センター指導員や指導主事の学校訪問による支援を行う。
- ・教育相談担当者研修を開催する。



## VI 子どもの権利に関する相談並びに権利の侵害に対する救済体制の整備

【重点施策7】	子どもが相談しやすい環境を整備します。  
---------	--

### 1 子どもが相談しやすい体制の充実

○子どものための相談窓口の充実

- ・18歳までの子どもや保護者からのあらゆる相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐ。
- ・各種相談窓口の広報啓発を行う。






子ども総合相談室キャラクター「こころん」

### 2 学校における相談体制の整備

○子どもが安心して相談できる仕組みの整備

- ・相談員やスクールカウンセラーなどを配置し、児童・生徒の相談を受け問題行動等の解決を図る。

<p>【重点施策 8】</p>	<p>困難を有する子どもへの支援を充実します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 貧困をなくそう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉も</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>8 働きがいも経済成長も</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>10人や国の不平等をなくそう</p>  </div> </div>
-----------------	---

## 1 不登校等の子どもへの支援

○不登校等の子どもにかかわる機関の連携強化と情報共有

- ・小中学校において実態調査を行う。
- ・白山野々市生徒指導連絡協議会等において、各校の不登校の状況や取り組みに係る情報の共有を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーを中心に、子ども総合相談室等とのケース検討会で問題事例について検討し対応する。

○不登校等の子どもが安心できる居場所づくり

- ・市教育センターにおいて、教育相談員等が行うサポート活動を通して、不登校等の子どもが安心して自分らしく活動できる居場所をつくる。
- ・不登校等の児童生徒の学校復帰に向けて、再登校、さらには社会的自立を支援するための学習、行事を実施する。

## 2 ヤングケアラー等への対応

ヤングケアラーなど困難を有する子どもやその家族の早期発見、早期支援に努める。



### 3 子どもの貧困への対応

#### ○就学に対する援助

- ・小中学生で、経済的に就学が困難な場合、学校で必要な費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図る。

#### ○修学旅行に対する援助

- ・高等学校等の生徒で、経済的に修学旅行への参加が困難な場合、その費用の一部を助成し、修学旅行が充実したものになるよう支援する。

#### ○中学校卒業後の修学に対する援助

- ・成績良好かつ品行方正でありながら学資が十分に確保できない高等学校等の生徒に、修学に必要な資金（奨学金）を支給して教育の機会均等を図り、人材の育成を目指す。

#### ○高卒認定試験合格支援給付金事業の推進

- ・貧困の連鎖を予防するため、ひとり親家庭の子どもの高等学校卒業程度認定試験合格支援を行う。

#### ○学習支援ボランティア派遣事業の推進



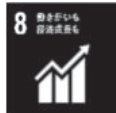



- ・ひとり親家庭の子どもに学習支援や進学相談、生活面の指導を行う大学生や教員資格を持つボランティアの派遣を行う。

### 4 難聴児への支援の充実

難聴児の音声言語の習得及び発達を支援するため、補聴器の購入・修理に要する費用や人工内耳用音声信号処理装置・専用電池購入に係る費用の一部を助成する。



## Ⅶ まちづくりへの子どもの参加支援

【重点施策 9】	子どもの意見表明・参加を促進します。      
----------	--

### 1 子どもの参加活動に対する条件整備と意見表明・参加の促進

#### ○子どもが意見表明する機会の提供

- ・市が主催する事業、行事等において、子どもから意見を聴取したり、意見を表明したりする機会の設置に努める。
- ・子どもが日常の様々な体験や生活を通して考えていること、感じていることについて発表するとともに、市民が子どもたちの考えに理解を深める機会とするため、少年の主張大会を開催する。
- ・子どもがまちづくり及び市の施策に意見表明できる制度として、白山市子ども会議を開催する。

#### ○SDG s の視点を取り入れた学習の実施

- ・小中学校において、生活科・総合的な学習の時間を中心として、SDG s の視点を取り入れた学習を行う。

### 2 審議会等への子どもの意見の反映

#### ○子ども会議等での意見反映

☆目標：子ども会議での意見表明の数 9 項目

- ・子どもの生活や将来に大きく影響する市の施策について、子ども会議の場で意見を求める。

### 3 障害のある子どもに対する理解の啓発

#### ○共生のまちづくりの広報・啓発活動の推進

- ・共生のまちづくりに関するイベントを開催する。

#### ○合理的配慮の提供の促進

- ・学校や町内会等において、障害のある人に対して必要な配慮ができるよう出前講座を開催する。

#### ○差別を解消するための支援体制の充実

- ・障害者相談支援センターでの相談対応のほか、障害者差別解消のまちづくり支援協議会で差別解消に関する協議を行う。

#### ○発達障害を理解するための対象者別講演会の開催

- ・対象者に応じた内容で研修会や講演会を開催する。

#### ○発達障害への理解を深めるための啓発活動の推進

- ・出前講座、啓発展示等を実施する。

#### ○発達障害者の交流事業の推進

- ・特性に応じた遊び場の整備、保護者の情報交換等交流の場を設ける。

### 4 障害のある子どもに対する社会参加支援

#### ○障害児の社会参加の促進

- ・学校や児童館等において、障害の特性を理解するための出前講座を開催する。

## 第4章 計画の推進体制と検証

### 1 計画の推進体制

#### (1) 市民との連携・協働

計画の推進にあたっては、行政内に留まらず、社会全体で取り組む必要があるため、本計画に関する広報活動等を積極的に行います。

また、人権、教育、福祉、保健、医療その他子どもの権利に関わる分野の学識経験者及び市民等からなる「白山市子どもの権利委員会」に必要な応じて意見を求め、子どもの権利に関する施策を推進します。

#### (2) 庁内体制

教育、福祉、保健などの関係部署が連携して、全庁的に子どもの権利保障に関する取り組みを進めます。

### 2 計画の検証

本計画の実施状況については、進捗状況を毎年度確認するほか、白山市子どもの権利委員会において、検証を行います。

また、子どもの権利の保障の状況を把握するため、市民意識調査を行い、子どもを含む市民等の意識の醸成に努めます。